

議第5号

高山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

高山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため改正しようとする。

高山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第24条から第24条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの</p>	<p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第15条の2 <u>給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第26条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第27条 給与条例第24条から第24条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの</p>

勤務時間が著しく少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

勤務時間が著しく少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項にお

いて準用する給与条例第26条の規定による
勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(高山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 高山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給</p>

を調整することができる。

の場合に準じてその者の号給を調整することができる。